

福山市商店街活性化支援事業補助金  
(新しい生活様式対応型)  
申請ガイド

**【申請受付期間】**

2020年(令和2年)8月3日～2021年(令和3年)2月28日

**【問い合わせ先及び申請書提出先】**  
〒720-8501 福山市東桜町3番5号  
福山市経済環境局経済部産業振興課  
TEL：(084) 928-1038

## ◇補助金の概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街等において感染拡大防止に配慮しながら、賑わいの回復をめざす事業の経費に対し、補助を行います。

## ◇補助要件

- 新型コロナウイルス感染症対策として、本市が策定した「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインー職場編ー」や広島県の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を参考に、感染防止対策を徹底する。
- 広島県の「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」制度の積極的活用を商店街加盟店舗へ促す。
- 事業を行う際は、地域住民と連携し、地域との調和を図った事業とする。
- 市税に滞納がないこと。
- 広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていない。
- 同一年度内に同一費目について、国・県・市町及び各種産業支援機関が実施する他の制度（補助金等）から補助を受けない。
- 補助対象事業の実施に当たっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守する。

## ◇補助対象者

本補助金の「補助対象者」は、次に該当する者です。

- 市内の商店街組合
- 商店街組合に準ずる任意団体

※商店街組合とは

市内の商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会をいいます。

※準ずる任意団体とは

一定の地区（街区）内で集積・近接した商業事業者で構成され、来街者（消費者）を対象に、商業振興を目的とした事業を行っている団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいいます。

## ◇補助対象事業

### (1) 商店街が新しい生活様式を意識し、継続的に行う賑わい回復事業

例) 新しい生活様式を意識したBAL（屋台）の運営  
外で飲食をしてもらうためのオープンテラス設置事業

※金・土・日の3日行う事業（単発）＝補助対象外

※金・土・日の3日行う事業（1カ月の間継続）＝補助対象

#### 対象経費

例) オープンテラス事業を行う場合

- 設備費（椅子・屋台等）
- 企画費（委託費など）
- 新型コロナウイルス感染症対策消耗品費（マスク・アルコール消毒等）
- 新型コロナウイルス感染症対策備品費（足踏み式消毒液スタンド等）
- 人件費（ソーシャルディスタンス確保のための誘導員など）

### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街が、売上や来店客の回復をめざす事業

例) 商店街で使用できるクーポン券（割引券）の印刷  
事業をPRするチラシ、ポスター等の作成  
商店街マップ、HPの作成  
商店街の個店が連携しオンライン等で情報発信する事業

#### 対象経費

- 例) ○印刷製本費（チラシ・ポスター印刷等）  
○委託費（デザイン・製作等）

### (3) 商店街が、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、安心・安全な商店街運営を行うための事業

例) 商店街が主催する新型コロナウイルス感染症予防講習会  
アルコール消毒やマスク等を購入し配布する商店街感染症対策  
ソーシャルディスタンスシールの作成、啓発ポスター等の作成

#### 対象経費

- 例) ○報償費（講師等）  
○会場借上げ費  
○新型コロナウイルス感染症対策消耗品費（マスク・アルコール消毒等）  
○新型コロナウイルス感染症対策備品費（足踏み式消毒液スタンド等）  
○啓発ポスター等の印刷製本費

#### ※注意事項

- ・（3）のみの事業の計画は不可とします。
- ・新型コロナウイルス感染症対策の消耗品（マスク、アルコール消毒、ウェットティッシュなど）の経費は全体事業対象経費の50%までとします。

## ◇対象外経費

- 人件費（臨時的に雇用するもの以外）
- 飲食費
  - 例）講師やスタッフに提供する弁当等
- 販売を目的とした仕入れに関わる商品及びその材料となる経費
  - 例）かき氷を販売する場合、氷やシロップ等の経費
- 商品券のプレミアム付与分，ポイント上乘せ分，商品サービス割引等に充当する費用
- 施設整備などの工事費
  - 例）アーケードや街路灯などの修繕工事等
- 電化製品の購入費
  - 例）パソコン，プリンター等汎用性があり目的外使用となり得るもの

## ◇補助対象期間（事業実施期間）

補助対象期間は2020年（令和2年）6月25日（木）から2021年（令和3年）3月31日（水）までとします。

※補助事業完了後1か月後の日又は2021年（令和3年）3月31日（水）のいずれか早い日までに，報告書類の提出が必要です。

## ◇補助金申請の流れ



## ◇補助金の金額

補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のいずれか低い額です。ただし，千円未満に端数があるときは，切捨てとなります。補助率及び補助上限額は次のとおりです。

**補助率3/4 補助上限額 100万円**

※補助金報告にあたり，申請時の額から増額は認められませんので，ご注意ください。

## ◇申請手続き

### ○申請方法

郵送又は窓口への持参

提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁7階）

福山市経済環境局経済部産業振興課

※郵送の場合は、封筒に「福山市商店街活性化支援事業補助金申請書類 在中」と記載してください。

### ○申請受付期間（郵送の場合当日消印有効）

2020年（令和2年）8月3日（月）～2021年（令和3年）2月28日（日）

### ○申請書類

補助金の交付を受けるには、次に掲げる書類をご提出ください。

#### 【申請時の提出書類】

- 補助金認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 定款又は規約等
- 役員名簿
- 企画書の写し
- 市税完納証明書（本庁2階税制課又は各支所で発行）
- その他市長が必要と認める書類

### ○審査

審査の結果、補助金を交付する旨を決定したときは、交付決定通知を発送します。

※書類に不備等があった場合、訂正や再提出を求められることがあります。

### ○報告

補助事業完了後1か月後の日又は2021年（令和3年）3月31日（水）のいずれか早い日までに、報告書類の提出が必要です。

#### 【報告時の提出書類】

- 事業報告書（様式第9号）
- 収支決算書（様式第10号）
- 支払い根拠資料（領収書等）
- 事業実施状況の写真
- その他市長が必要と認める書類

## ◇その他

### <書類の管理>

事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年から起算して5年間保管して下さい。

### <取消し及び返還>

補助金の目的外使用、不正の行為・虚偽の申告等が発覚した際は、補助金の支給決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

## ◇問い合わせ先

申請手続きに必要な様式は、福山市ホームページからダウンロードできます。

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市経済環境局経済部産業振興課

TEL：(084) 928-1038